



皆野町けんこう大使
み～な

3月からマイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになります

必要な機器を導入した医療機関・薬局では、マイナンバーカードで医療保険資格を確認します。就職・退職や引っ越しをしても保険証の交付を待たずにマイナンバーカードで受診できます。

※現在の保険証が使えなくなるわけではありません。これまでどおり保険証でも受診できます。

事前登録を！

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナポータルで事前に登録が必要です。お持ちのスマートフォンやパソコン（ICカードリーダライタが必要）から行うことができます。スマートフォンやパソコンから申し込みができない場合は、町民生活課窓口でも登録を行うパソコンを用意しています。ご利用の際は、マイナンバーカードを持参してください。

マイナ
ポータル



マイナンバー（12桁の数字）は使いません

マイナンバーカードのICチップ内の「電子証明書」を使うため、マイナンバーは使いません。またご自身の診療情報などがマイナンバーカードに記録されることもありません。

注意事項

- 国保への加入・脱退などは、役場窓口で手続きをする必要があります。
- 機器を導入していない医療機関・薬局では、これまでどおり保険証を提示してください。
- ひとり親医療、こども医療、重度心身障害者医療など医療費の助成を受けているかたは、受給者証の持参が必要です。

まだ
間に合
います！

～特定健診・がん検診の受診はお済みですか？～

受診券の利用期限は3月31日（水）まで！！

40歳以上75歳未満のかたは、必ず年に1回特定健診を受けましょう。
年齢に応じて、若年健診・高齢者健診（後期高齢者医療制度加入者）もあります。

定期通院中のかたへ

定期的に通院し検査（血液・尿検査など）をされているかたは、特定健診を受けていなくても、この検査データを町へ提供していただくことにより、特定健診を受診したことになり、重複して検査をする必要がなくなります。対象者には、12月に封書で書類を送付しています。データ提供のご協力をお願いします。（2月末まで）

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232